

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p style="text-align: center;">公社等外郭団体関与指針</p> <p>第1 目的 公社等外郭団体は、県から独立した事業主体として、自らの責任及び自助努力により公共性、公益性が高い事業を行う法人である。経営責任は経営者に帰するものであるが、公社等外郭団体の経営の著しい悪化は、損失補償や追加支援等による負担が発生する場合もあるため、県にとっては財政的リスクとなり得る。一方、行政の補完的な役割を担っているばかりでなく、技術やノウハウの蓄積による独自の専門性を有しているため、有意義に活用することで、効率的・効果的な県施策の実施に、より一層寄与する存在となり得る。</p> <p>本指針は、こうした公社等外郭団体に対する県の指導及び支援などの関与に係る基本的な事項を定めることにより、公社等外郭団体の効率化・経営健全化と有意義な活用の両立を図り、もって県の財政規律の強化及び県施策の効率的・効果的な実施に資することを目的とする。</p> <p>第2 他の法令等との関係 1 公社等外郭団体に対する県の関与については、法令、条例、規則等に特別な定めのある場合を除くほか、本指針の定めるところによる。 2 本指針に基づく指導は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第2条第6号に規定する行政指導である。</p> <p>第3 本指針の対象とする公社等外郭団体 公社等外郭団体（以下「団体」という。）とは、資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を県が出資又は出捐している法人のうち、次のいずれかに該当する法人をいう。 1 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人 2 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、次のいずれかに該当する法人 (1) 県が損失補償等（損失補償、損失てん補及び債務保証。以下同じ。）を行っている法人 (2) 県として特に関与を要するとした法人</p>	<p style="text-align: center;">公社等外郭団体指導指針</p> <p>注：対照性を高めるため、規定順序の変更等を行っている。</p> <p>第1 目的 この指針は、県と公社等外郭団体がより一層密接な連携を図り、もって団体の効率的な運営に資することを目的とする。</p> <p>第2 他の法令等との関係 団体に対する指導については、法令、条例、規則等に特別な定めがあるものを除くほか、この指針に定めるところにより行うものとする。</p> <p>第3 指導対象団体 1 この指針に基づく指導の対象団体は、千葉県公社等運営協議会を構成する団体とする。 2 1以外の団体で、県が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している団体については、1に準じた指導を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">公社改革の基本的考え方</p> <p>注：対照性を高めるため、規定順序の変更等を行っている。 注：色付きは関係する他の規程又は通知等からの抜粋・要約である ※国指針等 、県通知等 、基本的考え方「色なし」</p> <p>【出典：国指針第1、第2の3（1）、4（1）、第3の1（1）、第5の3】 ○公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。特に、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクター等の経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じるおそれがある。（中略）効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組みられるよう留意されたい。 ○第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。 ○第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営は原則として当該第三セクター等の自助努力により行われるべきである（後略） ○（前略）経営が悪化した場合の経営健全化、特に、抜本的改革については、事業の公共性、公益性、地方公共団体が行う公的支援による財政リスク等を踏まえて、地方公共団体が主導することが必要である。 ○（前略）民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で行政の補完・代行機能を果たすことにより、地方公共団体が直接実施するよりも効率的に、或いはユニークな形で行うことが可能となる場合がある。</p> <p>右肩上がりの経済が終わり、県政のあらゆる分野において「施策拡大型」から「施策精選型」への行政システムへと転換していくこととしている。 このため、公社等についても、設立、県の関与、事業などについての考え方を見直し、「県民負担の軽減」を目的に、県依存型の経営から自立型の経営に転換を図り抜本的な改革に取り組むこととする。</p> <p>【出典：地方自治法施行令第140条の7抜粋】 ○地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>第4 基本的な考え方</p> <p>団体による公共的・公益的な事業の実施が、県にとって必要不可欠なものとして、県は団体設立又は団体に出資若しくは出捐を行ったことから、有意義な活用を図るとともに、次の考え方により、その前提や現状の問い直し等を常に行う。</p> <p>1 団体に対する関与等の見直し</p> <p>県は、団体について、次の（1）に掲げる出資又は出捐関係を維持する意義が認められるかどうか、及び次の（2）に掲げる関与の内容が必要かつ妥当な水準・方法であるかを、将来見通しを踏まえつつ、不断に見直す。</p> <p>（1）出資又は出捐関係を維持する意義</p> <p>ア 当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p> <p>イ 類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p> <p>ウ 県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義</p> <p>（2）関与の内容</p> <p>ア 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合及び金額</p> <p>イ 人的な支援</p> <p>ウ 財政的な支援</p> <p>エ その他の関与</p> <p>2 団体の抜本的改革</p> <p>県は、1の見直しにより出資若しくは出捐関係を維持する意義が認められない又は乏しい、団体の事業が一団体を構成する量に足りないなど、必要と認められる場合は、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、団体の事業の見直し、出資若しくは出捐関係の見直し、又は統廃合などの抜本的改革に向けた調整を行う。</p> <p>3 団体の設立</p> <p>県は、既存の団体を活用することとし、原則として、新たな団体の設立は行わない。</p>	<p>第6 団体の再編・整備</p> <p>所管部長は、社会経済の進展等に的確に対応できるよう、団体の経常的な見直しを行い、必要と認められる場合は、総務部長と協議のうえ、団体の再編・整備に向けた指導・調整を行う。</p>	<p>【出典：国指針第1（注2）、4（1）、第3の2（1）、第4（1）】</p> <p>○「第三セクター等の抜本的改革」とは、第三セクター等が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うことをいう。</p> <p>○（前略）第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、法人形態、「存続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）等を踏まえた検討を行うことが求められる。</p> <p>○以下の基準に該当する第三セクター等については、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。</p> <p>①公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したもの。</p> <p>②他の事業手法（例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等）と比べて費用対効果が乏しいもの。（後略）</p> <p>○地方公共団体が、公共性、公益性と採算性を併せ持つ事業を実施する手法を選定する場合には、事業そのものの地域における意義や必要性、収支等の将来見通し、費用対効果等について検討を行い、第三セクター等以外の事業手法も含めて具体的な比較を行うことが必要である。</p> <p>1 既存の公社の見直し</p> <p>従来の県の施策実現については、主として県が自ら行うものと県が出資した財団法人や株式会社等を受け皿として行うものの二つの手法で取り組んできたが、今後は、民間部門への役割移転、NPO等の住民ネットワークを活用した県政への転換が、財政負担の小さい機動的な政策運営には必要である。</p> <p>そこで、これらの視点もふまえ、既存の公社等で行っているそれぞれの事業の公共性・採算性をゼロベースで検討し、当該公社等の廃止等を決定することとする。</p> <p>（公共性）事業の性質上、民間に委ねることができず、県の政策的課題に対応するため真に必要な事業</p> <p>（採算性）採算性も重視し、自主経営の可能性が確実に見込まれる事業</p> <p>なお、当該団体の存続事業が一団体を構成する量に足りない場合は、統合するものとする。</p> <p>7 公社等の設立</p> <p>（1）公社等の設立については、1の公共性・採算性の観点から県で実施する事業の妥当性、綿密な経営予測、適正な職員配置及び本来必要な経営基盤の確立などを十分検討することとする。</p> <p>（2）当面の取扱い</p> <p>原則として、当分の間、新たな公社等の設立は行わないこととする。</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>第5 具体的な関与</p> <p>1 団体ごとの方針の策定等</p> <p>(1) 県は、団体の経営及び資産債務の状況、団体が行う事業の実績、公共性、公益性、採算性及び将来見通し等、団体への現状の関与並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく各種監査の結果など（以下「経営状況等」という。）を踏まえ、外部有識者の意見を聴きながら、概ね5年に一度、団体ごとに関与方針を定め、公表する。</p> <p>(2) 県は、(1)に規定する団体ごとの関与方針とは別に、平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」に基づき、次の要件のいずれかに該当する団体について、経営健全化方針を定め、公表する。</p> <p>ア 債務超過法人</p> <p>イ 実質的に債務超過である法人</p> <p>ウ 近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人</p> <p>エ 県が多大な財政的リスクを有する法人</p> <p>(3) 県は、(1)(2)に規定する各方針に従い、団体に対して関与を行う。ただし、関与の必要性又は団体を取り巻く社会経済情勢に変化があった場合や、団体の経営状況等が著しく悪化した場合などで早急な対応が必要になった場合は、各方針によらずに関与を行うことができる。</p> <p>2 団体の経営状況等の評価</p> <p>(1) 県は、団体の経営状況等について、県及び団体が継続的かつ定期的に評価を実施するための仕組みを構築し、評価を実施した結果を毎年度公表する。</p> <p>(2) 県は、団体の経営状況等の評価を通じて経営上の課題等を把握した場合は、3(1)に規定する指導、1(1)(2)に規定する各方針の策定若しくは見直し又は同(3)ただし書きに規定する対応を行う。</p> <p>3 団体への指導</p> <p>(1) 団体における経営の効率化及び健全化</p> <p>県は、理事会等の結果等や経営状況等について、必要に応じて、団体に事前又は事後の報告を求め、経営の効率化及び健全化が図られるよう、団体に対して指導を行う。</p>	<p>第5 指導に関する基本的考え方</p> <p>1 業務運営の適正化</p> <p>(1) 所管部長は、団体の財政状況、経営状況を常に把握し、その自主性を尊重しつつ設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう指導を行う。</p> <p>第8 報告事項</p> <p>所管部長は、総会、理事会の会議結果、主要な事業の進捗状況、各事業年度の予算書・決算書について、必要に応じて、団体に報告を求める。</p>	<p>3 今後の事業の見直し</p> <p>公社等で実施している事業については、社会経済、行政と民間の役割分担、県民の行政需要等の様々な変化を把握し、常に事業の見直しに取り組むこととするが、少なくとも3年に一度、事業全体の見直しを行い、県民の視点を取り入れながら不要なものは廃止していくこととする。</p> <p>【出典：県行革審 H28.3.30 答申】</p> <p>○（前略）県の公社等に対する関与については、（中略）現行では3年としている見直しの期間を5年程度とするなど、社会情勢や団体の状況に応じてより柔軟に対応できるよう改善すべきである。</p> <p>【出典：R1.7.23 総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」】</p> <p>○（前略）各地方公共団体においては、同様の取組を継続的に推進するため、各第三セクター等に係る平成30年度以降の決算データを踏まえ、（中略）経営健全化方針策定通知に準じて、財政的なリスクが相当程度となっている第三セクター等に係る経営健全化方針を策定し、取組を行うとともに、その進捗を公表していただくようお願いします。</p> <p>【出典：国指針第2の1(1)～(4)、第3冒頭】</p> <p>○地方公共団体は、（中略）関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。</p> <p>○地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助についての監査、出資法人に対する監査及び外部監査制度等により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し（後略）</p> <p>○地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。（中略）なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。</p> <p>○第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。</p> <p>○（前略）特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められる。</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>(2) 団体における計画の策定等</p> <p>ア 県は、1 (1) (2) に規定する各方針又は2 (1) で行われた評価を踏まえ、必要に応じて、事業、収支及び人員に関する達成目標となる指標（数値化されることが望ましい）を掲げた中長期的（3年から5年程度）な経営計画を策定等するよう、団体に対して指導を行う。</p> <p>イ 県は、アに規定する場合のほか、団体の自立的な経営判断に基づき、経営計画や達成目標となる指標のいずれか又は両方の策定等に努めるよう、団体に対して指導を行う。</p> <p>ウ 県は、経営計画や達成目標となる指標の内容は県に事前協議の上、団体の最高意思決定機関で決定し、策定後は団体のホームページで公表するとともに、事務所に備え置くよう、団体に対して指導を行う。</p> <p>(3) 団体における人員体制等の適正化</p> <p>県は、人員体制等を適正化するよう、団体に対して次のとおり指導を行う。</p> <p>ア 人員体制は、業務量の変化に応じた効率的かつ弾力的な対応が可能なものとなるように努めること。</p> <p>イ 役員数は団体の規模及び業務内容等を総合的に勘案したものとし、職員数は既存事業の見直しや事務処理方法の改善等により適正化に努めること。</p> <p>ウ 役職員には職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な識見を有する人材を積極的に登用するよう努めること。特に、経営責任者には民間人材の積極的な登用に努めること。</p> <p>エ 役職員に県退職者を採用する場合は、団体が必要とする識見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか、等の観点から十分な検討を行うこと。</p> <p>オ 常勤役員の報酬等は団体の経営状況、他の類似団体との均衡等を勘案した上で社会的に妥当な水準とし、職員の給与等はそれらに加えて県との均衡も勘案すること。</p> <p>カ 退職手当は、県退職者である常勤役員には支給しないこと。</p>	<p>第5 指導に関する基本的考え方</p> <p>1 業務運営の適正化</p> <p>(2) 所管部長は、団体の業務運営について特に改善の必要があると認めるときは、経営改善計画書の提出を求めるとともに、経営改善に向けた団体の取り組みについて指導を強化する。</p> <p>2 内部管理の適正化</p> <p>所管部長は、団体の役職員の配置等内部管理について、適正かつ効率的な運営が図れるよう次により指導を行う。</p> <p>(体制) 職員については、業務量の変化に応じた効率的かつ弾力的な配置に努めるとともに、既存事業の直しや事務処理方法の改善等により、職員数の削減に努めること</p> <p>(人数) 役員数については、団体の規模、業務内容等を総合的に勘案したものとすること。</p> <p>(報酬) 常勤役員の報酬等については、経営の状況、他の団体との均衡等を勘案するとともに、社会的に妥当な水準とすること。</p> <p>(給与) 職員の給与等については、県及び他の団体との均衡、経営の状況等を勘案したものとすること。</p> <p>(定年) 職員の定年制については、「職員の定年等に関する条例（昭和59年千葉県条例第1号）」に準拠することを原則とすること。</p> <p>(手当) 県退職者である常勤役員については、原則として、退職手当は支給しないものとすること。</p> <p>[公社等外郭団体指導指針の運用について]</p> <p>(1) 常勤役員数の削減</p> <p>平成13年度を目途に、全体として常勤役員数の1割程度の削減を目指す。</p> <p>(2) 役員の退職手当に関する経過措置</p> <p>平成11年3月31日までの期間に係る退職手当については、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>4 経営計画</p> <p>公社等は、その自立経営を維持・継続させるため、上記の事業の見直しを踏まえた、中長期的な事業計画、収支計画、人員計画等を内容とする経営計画を策定し、ホームページに掲載することなどにより公表することとする。さらに毎年度、計画のフォローアップを行うこととする</p> <p>【出典：H15.9.29 県通知「公社等外郭団体の経営計画の策定について」】</p> <p>○計画内容には、中期的（3年程度）又は長期的（5年以上）な事業計画、収支計画、人員計画を原則として含む</p> <p>○最高意思決定機関で決定</p> <p>○策定にあたっては県と事前協議</p> <p>○公社等のホームページ公表が原則、備え付け等の方法での公表も可能</p> <p>【出典：国指針第2の3（2）】</p> <p>○地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるよう努めることが必要である。（中略）地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合には、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。</p> <p>2 公社等への県の関与</p> <p>(1) 人事（県退職者・現職派遣）</p> <p>① 県からの人的な支援は、原則なくすこととする。特に経営責任者については、民間からの積極的な起用を図る。</p> <p>② 県退職者の採用については、県退職者の経験・能力が必要な場合にのみ行うこととする。</p> <p>④ 公社等の役・職員の報酬（給与）は、経営実態に沿ったものとし、その判断は経営者の責任において決定することとする。</p> <p>【参考：H24.11.2 県通知「県職員による公社等外郭団体の理事・評議員等への就任について」】</p> <p>○公益法人制度改革に伴う理事等への県職員の就任に係る留意事項</p> <p>○就任する各役職の権限や責任を十分に踏まえた上で、各団体が行う業務に対する県の関与のあり方等を考慮</p> <p>○就任は団体運営の一端を担うことに十分に留意</p> <p>○いずれの役職に就任するかは職責を十分に理解した上で決定</p> <p>○監事は公認会計士等の活用を検討し、就任は真に必要な場合に限定</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>(4) 団体における財務諸表等の公表等</p> <p>ア 県は、団体が作成している財務諸表等について、団体において公表するとともに、県に毎年度提出するよう、団体に対して指導を行う。</p> <p>イ 県は、提出された財務諸表等の直近5か年度分を備え置き、一般の閲覧に供するとともに、2（1）に規定する評価の結果も活用し、団体の経営状況等を一覧できる資料を作成して、公表する。</p> <p>(5) 団体における監査体制</p> <p>県は、監査体制を整備するよう、団体に対して次のとおり指導を行う。</p> <p>ア 公認会計士、監査法人又は監査若しくは会計に識見を有する者による、外部監査の実施に努めること。</p> <p>イ 公認会計士、監査法人又は監査若しくは会計に識見を有する者の、監事又は監査役への就任に努めること。</p> <p>(6) 団体における資金運用</p> <p>県は、資金運用にあたって、団体に対して次のとおり指導を行う。</p> <p>ア 経営にあたり、リスクの大きな資金運用によって運用益を得る必要のない場合は、安全かつ確実な方法を基本として、資金運用を行うこと。</p> <p>イ 経営にあたり、リスクの大きな資金運用によって運用益を得る必要のある場合は、責任者、意思決定手続及び運用管理体制等についての資金運用に関する規程を整備した上で、資金運用を行うこと。</p> <p>(7) 団体における法令の遵守等</p> <p>県は、法令を遵守等するよう、団体に対して次のとおり指導を行う。</p> <p>ア 団体として関係する法令を遵守し、制定・改廃に適切に対応すること。</p> <p>イ 県が課す責務や努力義務、県が行う要請等に従った対応や取組を実施すること。</p>	<p>第9 財務諸表等の閲覧体制の整備</p> <p>所管部長は、団体の業務及び財務等に関する資料を一般の閲覧に応じられるようにする。</p> <p>[公社等外郭団体指導指針の運用について]</p> <p>(4) 財務諸表等の閲覧体制の整備</p> <p>団体の業務及び財務等に関する資料（平成10年度決算に係る書類から）については、文書館に備え置くものとする。</p>	<p>【出典：H11. 10. 25 県通知「公社等外郭団体に係る財務諸表等の閲覧について」、H13. 2. 19 県制定「県政情報の公表に関する要綱】</p> <p>○対象の財務諸表等を文書館行政資料室、所管課、団体でそれぞれ5年間、一般の閲覧に供されるよう備え置く</p> <p>○県ホームページで毎年度分の経営状況等を一括公表</p> <p>【出典：国指針第2の2】</p> <p>○地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、(中略) 分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。(中略) 地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効(後略)</p> <p>【出典：国指針第2の1（2）】</p> <p>○（前略）一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人は、法令に基づき会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意するとともに、それ以外の第三セクター等についても外部の監査を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>【出典：H17. 7. 29 県通知「公社等外郭団体の監査体制等の充実強化について」</p> <p>○公認会計士又は会計に識見を有する者による外部監査の実施、監事や監査役への就任を指導するよう規定している。</p> <p>【出典：H24. 10. 22 県通知「公社等外郭団体の適正な資金運用の確保について】</p> <p>○所管部長等は資金運用体制の整備状況等を把握し、公社等に資金運用規程の整備、専門家の助言、記録の整備を指導するよう規定している。</p> <p>○仕組債等による運用にあたっての考え方を提示している。</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>4 団体への支援</p> <p>(1) 人的な支援</p> <p>県は、団体の事業継続又は組織の維持若しくは活性化を図るなど、支援が必要な場合、派遣等の目的や職務の内容を明確にした上で、団体に対して人的な支援を行う。</p> <p>(2) 財政的な支援</p> <p>県は、団体の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費又は団体が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費に対して助成するなど、支援が必要な場合、予算の範囲内で、団体に対して財政的な支援を行う。</p> <p>第6 その他</p> <p>本指針の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 本指針は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>2 次の指針及び通知等は、廃止する。</p> <p>省略</p>	<p>附則</p> <p>この指針は平成11年4月1日から施行する。</p> <p>この指針は平成12年4月1日から施行する。</p> <p>[公社等外郭団体指導指針の運用について]</p> <p>(3) 団体間の人事交流等の推進</p> <p>「千葉県公社等運営協議会」と連携を図りながら、団体間の人事交流や共同研修等の取り組みを強化し、人材育成を推進する。</p>	<p>2 公社等への県の関与</p> <p>(1) 人事（県退職者・現職派遣）</p> <p>③ 現職派遣は、給与水準や職員の士気への影響があるため、設立間もない時期等の人材不足を補う場合や組織の活性化を図る場合など特別な場合を除き、一定期間（5年から10年）をおいたうえで原則廃止することを検討する。</p> <p>(2) 財政</p> <p>公社等は、あくまでも民営（財団、社団、株式会社等）を経営形態としていることから、独立採算を原則とする。県の財政負担が必要な場合には、県民の視点に立って真に必要なものに対する最小の負担に留めることとする。</p> <p>【出典：国指針第2の4（1）、第3の1（2）】</p> <p>○（前略）性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。</p> <p>○地方公共団体は、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行うべきではない。</p> <p>5 雇用問題への対応</p> <p>公社改革にあたっての職員の雇用の問題については、原則として、公社等の責任において対応することとするが、役・職員の不安を取り除き、改革に専念できるような環境をつくることも大切であるため、今後、雇用問題に対する県の考えを明確にしていくこととする。</p> <p>6 改革の期間</p> <p>公社改革の期間は、行財政システム改革指針に基づき、14年度から16年度までの3ヵ年を具体的な見直しの期間とする。</p> <p>ただし、特に期間を要する団体については、個別に定めることとする。</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p style="text-align: center;">公社等外郭団体関与指針細則</p> <p>1 目的 本細則は、公社等外郭団体関与指針（以下「指針」という。）第6の規定により、知事が定める必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 関与の実施体制 (1) 総務部長の役割 総務部長（千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）第7条に規定する部の部長のうち総務部を所管する部長をいう。以下同じ。）は、指針に基づき、団体に対する関与の統一を図るため、必要に応じて、総合調整を行う。 (2) 所管部長等の役割 所管部長等（同規程同条に規定する部の部長のうち団体を所管する部長、千葉県教育委員会教育長及び千葉県警察本部長をいう。）は、指針に基づき、直接的な関与に関する事務を行い、必要に応じて、総務部長に報告及び協議を行う。</p> <p>3 公社等外郭団体に該当する法人（指針第3関係） (1) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人 公益財団法人千葉県私学教育振興財団、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団、京葉臨海鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、いすみ鉄道株式会社、公益財団法人千葉県消防協会、公益財団法人千葉ヘルス財団、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団、公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター、公益財団法人千葉県動物保護管理協会、公益財団法人印旛沼環境基金、公益財団法人千葉交響楽団、公益財団法人千葉県文化振興財団、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、公益財団法人千葉県産業振興センター、株式会社幕張メッセ、公益財団法人かずさDNA研究所、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター、株式会社千葉データセンター、千葉園芸プラスチック加工株式会社、公益社団法人千葉県園芸協会、公益社団法人千葉県緑化推進委員会、一般財団法人千葉県漁業振興基金、公益財団法人千葉県水産振興公社、一般財団法人千葉県まちづくり公社、公益財団法人千葉県建設技術センター、千葉県土地開発公社、千葉県道路公社、公益財団法人千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社及び公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議 (2) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県が損失補償等を行っている法人 千葉県信用保証協会 (3) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県として特に関与を要するとした法人 一般財団法人千葉県環境財団及び公益財団法人千葉県教育振興財団</p>	<p>第4 実施体制 2 総務部長の責務 総務部長は、団体に対する指導に関する事務の統一的な処理を図るため、千葉県公社等運営協議会と連携を図りながら、必要な総合調整を行う。 1 所管部長の責務 千葉県公社等運営協議会を構成する団体（以下「団体」という。）に対する直接的な指導に関する事務は、団体を所管する部長（以下「所管部長」という。）が処理する。</p>	

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>4 経営健全化方針の策定対象となる法人（指針第5の1（2）関係）</p> <p>(1) 実質的に債務超過である法人 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過となる法人（土地開発公社においては、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、債務保証又は損失補償を行っている県の標準財政規模の10%以上である場合も含めて 取り扱うことを基本とする）</p> <p>(2) 近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人 直近3か年分の経常損益の平均が赤字（マイナス）であり、直近決算の純資産額を当該平均の絶対値の額で除した数を債務超過になるまでの年数とし、この年数が5年以内となる法人</p> <p>(3) 県が多大な財政的リスクを有する法人 県が公社等外郭団体に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、損失補償、債務保証又は短期貸付けを行っている県の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している法人</p> <p>5 事前又は事後に報告を求める対象となる理事会等の結果等の例（指針第5の3（1）関係）</p> <p>(1) 事務管理事項 理事会等の会議結果、監査の結果、定款等の改廃、重要な財産の取得・処分</p> <p>(2) 組織・人事管理事項 役職員数の増減、役員の任免、組織・職制の新設又は改廃、役員報酬の決定、職員の給与・旅費等の基準の制定又は改廃</p> <p>(3) 事業管理事項 主要な事業の進捗状況及び各事業年度の事業計画の策定又は変更</p> <p>(4) 財務管理事項 各事業年度の決算・予算の作成又は変更、資金運用の状況</p> <p>6 公表等の対象となる財務諸表等及び一般の閲覧に供するために備え置く場所（指針第5の3（4）関係）</p> <p>(1) 公表及び提出の対象となる財務諸表等 ア 全ての団体共通 定款、役員名簿、貸借対照表、正味財産増減計算書等又は損益計算書若しくはその要旨、役職員の報酬及び給与に関する規程、業務の委託方法に関する規程並びに資金運用に関する規程 イ 株式会社以外の団体（アに加える） 社団法人の構成員である社員の名簿、事業報告書、キャッシュフロー計算書、附属明細書、財産目録、事業計画書、収支予算書</p> <p>(2) 一般の閲覧に供するために備え置く場所 千葉県文書館</p>	<p>第7 協議事項</p> <p>所管部長は、団体が次に掲げる事項を行おうとするときは必要に応じて、団体に協議を求める。</p> <p>1 事務管理事項 定款又は寄附行為の改廃、重要な財産の取得・処分</p> <p>2 組織・人事管理事項 役員及び職員数の増減、役員の任免、組織・職制の設置・改廃、役員の報酬の決定、職員の給与・旅費等の基準の制定・改廃</p> <p>3 事業管理事項 中長期経営計画の策定・変更、各事業年度の事業計画の策定・変更</p> <p>4 財務管理事項 各事業年度予算の作成・変更</p>	<p>【出典：H30. 2. 20 総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」】</p> <p>○（前略）第三セクター等の中で、地方公共団体が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。（後略） （本通知（1）は指針第5の1（2）ア、本通知（2）（3）は指針細則4（1）（3）に同一文言で反映している）</p> <p>【出典：県行革審 H31. 3. 5 答申「第三セクター等の経営健全化方針について」】</p> <p>○上記の国通知（4）では「経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し経営健全化の取組が必要である法人」とされており、対象は地方公共団体の裁量に委ねられているため、本県で独自に定義した（指針細則4（2）において規定している）。</p> <p>【再掲：H11. 10. 25 県通知「公社等外郭団体に係る財務諸表等の閲覧について」、H13. 2. 19 県制定「県政情報の公表に関する要綱」】</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>7 監査又は会計に識見を有する者の例（指針第5の3（5）関係）</p> <p>(1) 弁護士、税理士又は中小企業診断士</p> <p>(2) 会計検査院又は公正取引委員会、金融庁若しくは国税庁の現退職者</p> <p>(3) 金融機関の現退職者</p> <p>8 資金運用に関する規程に盛り込む必要がある事項の例（指針第5の3（6）関係）</p> <p>(1) 資金運用の基本原則（安全性の重視並びに安全性が確保されないもの又はリスクを正確に把握できないものの取得の禁止及び適宜の処分など）</p> <p>(2) 資金運用の人員体制、権限及び責任</p> <p>(3) 資金運用計画の策定</p> <p>(4) 資金運用の際の具体的な意思決定手続</p> <p>(5) 資金運用状況に関する定期的な検証及び理事会等への報告</p> <p>(6) 保有し得る債券等の内容</p> <p>(7) 運用限度額</p> <p>(8) 欠損が生じた場合又は生じるおそれがある場合における対応方針</p> <p>(9) 必要に応じた外部専門家による検証及び助言</p> <p>(10) 意思決定過程を明らかにするための記録の整備</p>		<p>【出典：H24.10.22 県通知「公社等外郭団体の適正な資金運用の確保について」】</p> <p>2 各団体における資金運用体制の整備等</p> <p>(1) 資金運用の基本的な考え方に関する規程等の整備 （各団体の規程等に盛り込む必要のある主な事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を重視した資金運用の基本原則 ・資金運用計画の策定 ・資金運用の際の具体的な意思決定手続の明確化（理事会等の合議体による協議など） ・資金運用関係者の権限と責任の明確化 ・保有し得る債券の内容（元本が確実に回収できるものなど） <p>(2) 資金運用状況に関する定期的な検証と必要に応じた外部専門家による助言</p> <p>(3) 資金運用の意思決定過程を明らかにするための記録の整備</p> <p>3 仕組債等の運用にあたっての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営にあたり、リスクの大きな資金運用によって運用益を得る必要のない団体については、安全かつ確実な方法による資金運用を基本とするよう指導を行うこと。 ・なお、事業における資金運用の位置付け等を勘案し、積極的な資金運用を行う必要があると認められる団体については、いわゆる仕組債等の運用に関し、以下の事項について指導を行うこと。 <p>(1) 安全性が確保されないものやリスクを正確に把握できないものの取得の禁止</p> <p>(2) 欠損が生じた場合又は生じるおそれがある場合における対応方針の明確化</p> <p>(3) 資金運用全体の中における運用限度額の明確化</p> <p>(4) 専門知識を有する者の配置等による資金運用体制の整備</p> <p>(5) 運用状況に関する定期的な検証と理事会等への報告</p> <p>(6) 運用状況に関する外部専門家による検証</p> <p>(7) 安全性が確保されないものやリスクを正確に把握できないものの適宜の処分</p>

公社等外郭団体関与指針（案）に係る対照表

「公社等外郭団体関与指針」(案)	「公社等外郭団体指導指針」現行	「公社改革の基本的考え方」及び関係する他の規程又は通知等
<p>9 県が課す責務や努力義務、県が行う要請等の例（指針第5の3（7）関係）</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）等に基づく指揮監督等、各種監査、予算の執行に関する調査等及び団体の経営状況に関する資料の議会への提出に係る対応</p> <p>(2) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく職員数及び職員の給与に関する情報の公開</p> <p>(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）等に基づく健全化判断比率の算定に係る対応</p> <p>(4) 千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）等に基づく個人情報保護に係る必要な措置</p> <p>(5) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）等に基づく情報公開に係る必要な措置</p> <p>(6) 中小企業者に対する県の官公需契約の方針に基づく中小企業者の受注機会の増大に係る必要な措置</p> <p>(7) 千葉県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力調達</p> <p>附則</p> <p>1 本細則は、令和 年 月 日から施行する。</p>		<p>【参考：法律の主な根拠条項】</p> <p>○地方自治法第157条第1項（指揮監督等）、第199条第7項（監査）、第221条第3項（予算執行の調査等）、第243条の3第2項（議会への経営状況の報告）</p> <p>○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第57条（職員数等の情報公開）</p> <p>○地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比率の算定）</p> <p>【参考：H5.9.16 県制定「個人情報保護規程準則」】</p> <p>○当該条例の対象となる団体は、平成14年4月2日千葉県告示第315号及び平成18年3月31日千葉県公安委員会告示第11号のとおりで、条例第4条第2項の規定により団体には責務を課している。</p> <p>○出資法人向けのモデル規程（＝規程準則）を策定している。</p> <p>【参考：H13.11.12 県通知「『知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱』の制定等について」及び当該要綱】</p> <p>○当該条例の対象となる団体は、平成13年11月20日千葉県告示第1034号及び平成14年4月1日千葉県公安委員会告示第13号のとおりで、条例第28条第1項の規定により団体には努力義務を課している。</p> <p>○要綱では具体的な指導内容、出資法人向けのモデル規程、所管部長等と総務部長の役割等を規定している。</p> <p>【参考：H19.12.19 県改定後「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」】</p> <p>○中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう、県が公社等外郭団体に要請することを規定している。</p> <p>【参考：R3.4.1 県制定「千葉県電力の調達に係る環境配慮方針」】</p> <p>○公社等外郭団体が管理する県有の庁舎等において、本指針の趣旨に沿った電力の調達を実施するよう、各部局等から団体に要請する努力義務を規定している。</p>